

発議第11号

岐阜県の不正資金問題に関する意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成18年9月11日提出

提出者 高山市議会議員 杉本健三

賛成者 高山市議会議員 長田安雄
蒲建一
伊 篤 明 博
小井戸 真人
松本紀史
谷澤政司
中田清介
藤江久子
小谷伸一
北村征男
松葉晴彦

岐阜県の不正資金問題に関する意見書

去る7月5日に発覚した岐阜県の不正資金問題は、県民の信頼を失う重大な問題となっている。

第三者による「プール資金問題検討委員会」での調査・検証によれば、不正資金づくりが全庁的に行われていたことや、総点検を実施せず結果としてその隠蔽工作に関与するなど、問題を深刻化させた旧幹部の重い責任や現職員に関するしかるべき処分について言及し、再発防止に関する提言がなされている。

公的機関の情報公開と説明責任が問われる時代にあつて、こうした事件は県民への重大な背信行為であり、関係者の責任は重大である。

よって県におかれては、事件の真相究明、関係者の刑事告発をふくむ処分と責任の明確化、不正経理で捻出した資金の速やかな返還はもとより、二度とこのような問題が起こらないための再発防止策を講ずることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月11日

高山市議会